

一般名処方加算に関するお知らせ

当院では、厚生労働省の方針に基づき、「一般名処方加算」の対象医療機関として、医薬品の一般名処方を実施しております。

● 一般名処方とは

お薬を「商品名（例：ノルバスク錠 5mg）」ではなく、有効成分名（例：アムロジピン錠 5mg）で処方することです。

● 一般名処方のメリット

- ・医薬品の供給が不安定な場合でも、他の製品で対応が可能です。
- ・先発医薬品・後発医薬品を問わず、選択肢が広がります。
- ・患者様の安定的な治療継続につながります。

● 当院の取り組み

- ・医師の判断により、医薬品の安定供給を目的として一般名処方を行っております。
- ・薬剤師が、患者様の体質や使用状況に応じて、適切な医薬品を選定いたします。
- ・商品名での処方が必要な場合には、医師の判断により対応いたします。

● ご理解とご協力をお願い

患者様に安心して治療を継続していただくために、一般名処方へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

札幌孝仁会記念病院 病院長